

松阪市産業支援センター専門家派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、経営の向上等を目指す松阪市内の中小企業者等の派遣要請に応じて、専門的な知識、経験を有する専門家を派遣し、経営課題に応じた適切な診断・助言等を行うことにより課題の解決を図り、中小企業者等の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において「中小企業者等」とは、次の各号に掲げる者のうち、松阪市内に主たる事務所又は事業所を有する者（創業に係る場合にあっては、開業届を提出し、松阪市内に主たる事務所を設置した者とする。）とする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第二条に規定する中小企業者。
- (2) 中小企業等経営強化法（平成11年法律18号）第二条に規定する中小企業者。
- (3) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第二条に規定する中小企業者。
- (4) その他、松阪市長（以下「市長」という。）が適当と認める者。

2 次に該当するものには、専門家の派遣を行うことは出来ない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律に規定するもの
- (2) 松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の別表第1に掲載されているもの
- (3) その他、事業目的に照らして専門家派遣実施をすることが適切でないと市長が判断するもの

(専門家の派遣申請)

第3条 前条に規定する中小企業者等のうち、松阪市産業支援センター（以下「支援センター」という。）や市内の商工会議所・商工会等で経営相談を行ったうえで、専門家による診断・助言・講師等が必要と判断される場合は、市長に専門家派遣申請書（様式1）を提出することで、専門家の派遣を受けることができる。

2 専門家派遣申請書の提出にあたっては、派遣を希望する専門家を指名することができるが、希望に沿えない場合がある。なお、指名することのできる専門家は、別に定める支援センターの専門家登録要領により登録された専門家（以下「登録専門家」という。）とする。

3 派遣申請を行うものは、支援センター会員（無料）に登録するものとする。

(派遣専門家の制限)

第4条 派遣する専門家（以下「派遣専門家」という。）は、次の各号の一に該当しない者とする。

- (1) 支援企業における役員等経営陣の4親等以内の親族である者。
- (2) 支援企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を所有する企業に在籍する者。
- (3) 発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数又は額の株式若しくは出資を、支援企業が所有する企業に在籍する者。
- (4) 支援企業との間で、継続して診断・助言等を受ける契約（顧問契約等）を結んでいる者。

2 同一年度内において、一人の専門家が支援できる企業数は延べ6社以内とする。それを超えて中小企業者等から当該専門家を派遣希望専門家として指名して申請があった場合は、市長が特に必要と認めた場合に限り派遣を行うことができるものと

する。

- 3 同じ専門家の派遣を希望する場合は、年度に関係なく連続する場合3回以内とするが、市長が特に必要と認めた場合に限り派遣を行うことができるものとする。

(派遣回数)

第5条 支援企業に対する専門家派遣回数は、予算の範囲内において一つの経営課題につき4回以内とし、同一年度内における企業への派遣回数は、二つの経営課題に対して8回以内とする。

2 3年間の合計派遣回数については、五つの経営課題に対して20回以内とする。

- 3 市長が特に必要と認めた場合に限り、派遣回数を超えて派遣を行うことができるものとする。

(支援企業の決定)

第6条 市長は、専門家派遣申請書の提出があったときは、次の各号に該当するか適否を判断し、支援企業を決定するものとする。この場合、必要に応じて当該申請者に対する聞き取り等調査を行うものとする。

(1) 本要領に合致していること。

(2) 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

(3) 同一企業から申請された支援内容が過去に支援した経営課題と同様と考えられる場合は派遣を行わないものとするが、市長が特に派遣の必要性を認めた場合に限り派遣を行うことができるものとする。

(4) その他、市長が必要と認める事項。

(専門家の派遣)

第7条 市長は、専門家の派遣にあたっては、登録専門家の内から適切と思われる専門家を選定して派遣するものとする。

2 市長は、派遣専門家を決定したときは、派遣専門家に診断・助言等による支援依頼書(様式2)により依頼するとともに、支援企業に専門家派遣決定通知書(様式3)をもって通知する。

3 専門家派遣申請内容によっては、専門家を派遣することができない場合がある。

4 専門家による支援方法については、支援企業への訪問や、専門家の事務所での支援及びZoom等を活用したオンライン支援等、双方が協議のうえ状況にあった方法で支援を行うものとする。

(支援企業、派遣専門家の責務)

第8条 支援企業は、あらかじめ資料等を準備し、派遣専門家が効率的で効果的な支援を実施できるように環境整備に努めなければならない。

2 派遣専門家は、支援企業の経営課題を的確に分析し、効率的で効果的な支援を実施しなければならない。

3 専門家派遣における1回の支援時間は、事前準備を含めて概ね4時間程度とする。

4 派遣専門家及び支援企業は、専門家派遣業務に関して市長から報告等の求めがあったとき、又は指示があった場合、速やかに対応しなければならない。

5 派遣専門家によるアドバイス等に基づいた行為によって、支援企業及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、派遣専門家及び松阪市等は一切の責任を負わないものとする。

(決定事項の変更及び中止)

第9条 支援企業は、専門家派遣の決定を受け、派遣期間の変更が必要な場合は、専門家

派遣事業実施に伴う派遣期間延長申請書（様式4）、中止の必要が生じた場合は、専門家派遣による支援の辞退届（様式5）を支援センターに対し提出しなければならない。

- 2 その他、専門家派遣の決定を受けた内容に変更が生じた場合は、ただちに支援センターに対し、報告、相談しなければならない。
- 3 前項の報告、相談を受けた支援センターは、支援企業等に必要な指示を出し、適切に処理するものとする。

（派遣専門家の業務報告等）

第10条 派遣専門家は、支援企業と支援計画の打ち合わせを行い、速やかに支援計画を決定するものとする。

- 2 派遣専門家は、診断・助言等がすべて完了した後、速やかに支援業務報告書（様式6）を市長に提出するものとする。

（派遣専門家の義務）

第11条 派遣専門家は、専門家派遣業務により職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

（支援企業の報告）

第12条 支援企業は、派遣専門家による診断・助言等がすべて完了した後、速やかに専門家派遣結果報告書（様式7）を市長に提出するものとする。

（謝金額等の支払い）

第13条 支援センターは、支援業務報告書（様式6）及び専門家派遣結果報告書（様式7）の提出を受けた場合、派遣1回あたり35,000円を派遣専門家が指定する口座に支払うものとする。但し、その他支援に係る経費についてはこの金額に含まれるものとする。

- 2 支払いを行うための指定口座については、先に源泉対象債権者登録依頼書等の関係書類を市長へ提出するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成29年7月10日から施行する。
- 2 この要領は平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要領は平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要領は令和元年8月6日から施行する。
- 5 この要領は令和3年1月29日から施行する。
- 6 この要領は令和3年3月30日から施行する。
- 7 この要領は令和4年9月9日から施行する。
- 8 この要領は令和5年4月4日から施行する。
- 9 この要領は令和5年7月6日から施行する。

専 門 家 派 遣 申 請 書

松阪市産業支援センターに、専門家の派遣を以下のとおり申請します。

企業名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
代表者の 役職・氏名		資本金	万円
業 種		従業員数	人
連絡担当者	職 氏 名		
	T E L		
	E-mail		
専門家診断、助言等をしてほしい内容（具体的にご記入下さい）			
派遣を希望する専門家（希望がない場合は記入不要） 専門家氏名： 住 所： 電 話 番 号： ※ 派遣専門家の決定は希望を尊重しますが、希望どおりとならない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。 ※ 目的が同じで複数の企業が合同で勉強会等を開催したい場合は、代表となる企業名で申請を行い、参加企業名を診断・助言等してほしい内容欄にご記入下さい。			
専門家派遣を希望する時期、回数(予定)		月 ～ 月	回

- ※ 専門家派遣事業を利用するには、松阪市産業支援センターや市内の商工会議所・商工会等で経営相談を受ける必要があります。
- ※ 派遣申込はQRコードからも直接申し込みができます。
<https://logoform.jp/form/TY2e/58151>



様

松阪市長

専門家派遣による支援依頼書

松阪市産業支援センターの派遣専門家として、下記企業の経営課題について、診断・助言等の支援を依頼します。

記

企 業 名			
所 在 地	〒		
支援先 TEL		担当者	
支 援 課 題			
実 施 時 期	～	計	回
謝金等の額	円/回	×	回 = 円

- (1) 派遣専門家は、診断・助言等がすべて完了した後、速やかに支援業務報告書（様式6）を市長あてに提出して下さい。
- (2) 謝金等の支払いは、派遣完了後、支援企業が専門家派遣結果報告書（様式7）を提出し、支援業務報告書（様式6）との内容を確認した後、松阪市から振込を行います。
- (3) 振り込みに必要な「社会保障・税番号制度に係る個人番号届出書」及び「銀行口座振込依頼書」の提出をお願いします

年 月 日

様

松阪市長

専門家派遣決定通知書

年 月 日付けで貴社から申請のありました専門家の派遣については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

派遣専門家名	
派遣場所	
診断・助言等項目	
実施時期及び回数	月 ～ 月 回

- (1) 派遣専門家による診断・助言等がすべて完了した後、速やかに専門家派遣結果報告書（様式7）を松阪市産業支援センター宛に提出して下さい。
- (2) 全ての報告書が提出されましたら、専門家への謝金等の支払となります。
- (3) 上記の決定内容に、変更または中止の必要が生じた場合は、ただちに松阪市産業支援センターまで報告・相談を行い、指示に従って下さい。

年 月 日

松阪市長 あて

企業名
代表者役職氏名

専門家派遣事業実施に伴う派遣期間延長申請書

年 月 日付け、 第 号で通知のありました専門家の派遣決定につきまして、下記理由により実施期間内に終了することが困難となりましたので、松阪市産業支援センター専門家派遣事業実施要領第9条第2項に基づき、専門家派遣の期間延長を申請します。

記

1. 期間内に実施できなかった理由

2. 現在の派遣実施期間
交付決定日から、 年 月 末日まで

3. 変更後の実施期間
交付決定日から、 年 月 末日まで

※ 派遣期間の延長は、同一年度内とします。

年 月 日

松阪市長 あて

企業名
代表者役職名

専門家派遣による支援の辞退届

年 月 日付け、第 号で専門家派遣決定通知をいただきましたが、
下記理由により辞退したいため辞退届を提出します。

記

1. 辞退理由

2. 専門家名

3. 派遣予定回数 回

4. 既に支援を受けた回数 回

※ 派遣先の事業者において、既に診断・助言等が行われている場合は、速やかにこの辞退届の他に松阪市産業支援センター専門家派遣事業実施要領の専門家派遣結果報告書（様式7）を提出して下さい。

支援業務報告書

松阪市長 あて

専門家の氏名： _____

企業支援名	
<p>1. 支援を行った日時及び企業側対応者</p> <p>2. 経営課題の分析と助言方針</p> <p>3. 診断・助言等の内容と支援企業の反応等（時系列に概要が分かるようにして下さい）</p> <p>4. 見込まれる効果等</p>	

- ※ 診断・助言等がすべて完了した後、速やかに提出して下さい。
診断・助言等の資料、議事録等を別途作成している場合は、それも添付してください。
- ※ 支援業務報告はQRコードからも直接報告ができます。
<https://logoform.jp/form/TY2e/150936>



専門家派遣結果報告書

松阪市長 あて

企業名： _____

派遣専門家氏名	
---------	--

派遣を受けた日	支援を受けた内容
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
・ 専門家派遣を受けた成果、今後の活用方針をご記入下さい。	
・ 専門家の支援内容について、評価をご記入下さい。	
・ 松阪市産業支援センターに対する要望等があれば、ご記入下さい。	

※ 派遣専門家による診断・助言等がすべて完了した後、速やかに提出して下さい。

※ 専門家派遣結果報告はQRコードからも直接報告ができます。

<https://logoform.jp/form/TY2e/151029>

